

原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針の改定について

令和3年1月13日
原子力規制庁
原子力安全人材育成センター

原子力規制委員会は、平成26年度から独自に職員の新規採用を開始したことや独立行政法人原子力安全基盤機構を平成26年3月に統合したことを踏まえ、平成26年6月25日に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」(以下、「基本方針」という。)を定め、その方針の下に、研修体制の構築など人材育成施策に取り組んできた。これまでの進捗を踏まえ、基本方針を改定することとしたい。

1. 現行基本方針の進捗状況

現行基本方針で示した人材育成に係る各施策や、当面重点的に取り組むべき事項については、資格制度の創設やそれに基づく研修体制の構築を進め、概ね実現できている。(別紙1)

2. 基本方針改定の考え方

現行基本方針は、「基本理念」、「人材育成に係る施策体系に関する事項」、「当面重点的に取り組むべき事項」、という構成になっている。今回の改定においては、「当面重点的に取り組むべき事項」については基本方針から切り離し、今後原子力規制委員会年度重点計画の中に定め、規制委員会マネジメントシステムの中で管理していくこととしたい。

改定する基本方針のイメージについては別紙2に示す。

3. 今後のスケジュール

本日の委員会での議論を踏まえ基本方針の改定案を委員会に諮ることとしたい。改定された基本方針を踏まえ、令和3年度に行う具体的な人材育成施策を原子力規制委員会令和3年度重点計画に反映させることとしたい。

原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針の改定イメージ

○はじめに

基本方針策定の目的に係る記述を残し、それ以外の策定経緯を削除する。

＜改定イメージ＞

「原子力規制委員会の人材育成の究極の目標は、組織理念に掲げられた「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る」という使命と活動原則を実践する職員を育成することである。

このような認識の下、原子力規制委員会職員の人材育成に係る基本理念などを明確にするため、本基本方針を定めることとする。」

○第1章 基本理念

人材育成に係る基本的事項を定めているため、原則項目・内容は変更しない。

1. 委員会のコミットメント

(基本的考え方)

(委員会の責務)

2. 人材育成の基本原則

(人材育成施策及び研修計画の立案の考え方)

(幹部職員・管理職員の責任)

(個々の職員の責任)

(学習・研修等の人材育成ツールの効果的な活用、組み合わせ)

○第2章 人材育成に係る施策体系に関する事項

項目は変更せず、内容をこれまでの進捗状況を踏まえて改定する。

1. 規制行政を担う職員として育成するプロセスの体系化

2. 職員共通の知識の修得

3. キャリアパスや業務実態に対応した研修体系構築

4. 実践的な実務遂行能力の向上等につながる工夫を取り入れたOJTの実施

5. 人材育成を円滑にする環境の整備等

○新設「第3章 人材育成施策の計画的遂行」

現行基本方針第3章「当面重点的に取り組むべき事項」から章名を変更。第2章に示した人材育成に係る施策体系に基づいて行う人材育成施策を年度重点計画に反映することにより、原子力規制委員会のマネジメントシステムの中でPDCAサイクルを回し、計画的に遂行していく旨記載する。

○結びに

人材育成に係る取組方針に関する記述を残し、それ以外を削除する。

<改定イメージ>

「原子力利用における安全の確保に当たって、規制機関にあっては、厳格な規制制度・規制基準と並び、それらを運用する規制人材が果たす役割も大きい。このため、原子力規制委員会は、原子力の規制に責任を有する組織として職員の育成に尽力しなければならない。

については、人事当局、原子力安全人材育成センター及び各部局には、原子力規制委員会の組織理念を実現するため、本基本方針に基づいて責任を持って人材育成に取り組むことを求めるとともに、職員には、規制機関の使命及び役割を認識し、自己研さんを進んで行うことを期待する。」

以 上